

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中24の項を削り、23の項を24の項とし、13の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	那覇市 渡嘉敷村 渡名喜 村 南大東村 伊平屋村 伊是名村 竹富町
(1) 政令第1条の3第1項の規定による保健師免許、助産師免許又は看護師免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務	
(2) 政令第1条の3第2項の規定による准看護師免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務	
(3) 政令第3条第1項の規定による保健師籍又は看護師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務	
(4) 政令第3条第2項の規定による助産師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務	
(5) 政令第3条第3項の規定による准看護師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務	
(6) 政令第4条第1項の規定による保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務	
(7) 政令第4条第2項の規定による准看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務	
(8) 政令第5条第1項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務	
(9) 政令第6条第1項の規定による保健師、助産師又は看護師の免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務	
(10) 政令第6条第2項の規定による准看護師の免許	

証の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務

- (11) 政令第7条第1項の規定による保健師、助産師又は看護師の免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (12) 政令第7条第2項の規定による准看護師の免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (13) 政令第7条第5項の規定により返納される保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (14) 政令第8条第1項の規定により返納される保健師、助産師又は看護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (15) 政令第8条第2項の規定により返納される准看護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (16) 政令第8条第3項の規定により返納される保健師、助産師又は看護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (17) 政令第8条第4項の規定により返納される准看護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事務

第2条の表25の項中(2)を削り、同項(3)中「（移転等に係る病院の開設の許可を除く。）」を削り、同項中(3)を(2)とし、同項(4)中「法第30条の11の規定による勧告に係る」を削り、「勧告に係る病院の病床の種別等の変更の許可」を「病院の病床の種別等の変更の許可」に改め、同項中(4)を(3)とし、同項(5)中「勧告に係る」を削り、同項中(5)を(4)とし、同項(6)中「許可（）の次に「診療所の病床の種別の変更及び」を加え、「もの」を「診療所の病床数の変更の許可（以下この項において「診療所の病床の種別等の変更の許可」という。）」に改め、同項中(6)を(5)とし、同項(7)中「既存の病床数の増加を伴うもの」を「診療所の病床の種別等の変更の許可」に改め、同項中(7)を(6)とし、(8)から(14)までを(7)から(13)までとし、同項中(15)を削り、(16)を(14)とし、(17)を(15)とし、その次に次のように加える。

- (16) 政令第3条の3の規定による診療所の病床の設置の届出の受理に関する事務

第2条の表25の項中(18)を(17)とし、その次に次のように加える。

(18) 政令第4条第2項の規定による診療所の病床数その他厚生労働省令で定める事項の変更の届出の受理に関する事務

第2条の表中33の項を削り、同表32の項中(10)を(11)とし、同項(9)中「専用水道」の次に「又は簡易専用水道」を加え、同項中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨の指示に関する事務

第2条の表32の項に次のように加える。

(12) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の管理者からの報告の徴収又は立入検査に関する事務

第2条の表32の項中「伊江村」を「宜野座村　伊江村」に改め、同項を同表33の項とし、同表中28の項から31の項までを1項ずつ繰り下げ、同表27の項の次に次のように加える。

28 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第7条の規定による健康診断の実施に関する事務 (2) 法第8条の規定による健康診断に関する記録の作成及び保存に関する事務 (3) 法第9条の規定による健康診断を受けた者に対する必要な指導に関する事務	那覇市
---	-----

第2条の表中37の項を削り、同表38の項中「南城市」を「うるま市　南城市」に改め、同項を同表37の項とし、同表中39の項から58の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の第2条の表25の項左欄に掲げる事務、同表33の項左欄に掲げる事務及び同表37の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規

定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表25の項右欄に掲げる市町村の長、同表33の項右欄に掲げる市町村の長又は同表37の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表25の項右欄に掲げる市町村の長、同表33の項右欄に掲げる市町村の長又は同表37の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際改正前の第2条の表25の項左欄に掲げる事務に係る医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（以下「医療法等」という。）の規定により那覇市の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における医療法等の適用については、知事がした処分その他の行為とみなす。
- 5 施行日前に医療法等の規定により那覇市の長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における医療法等の適用については、知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

水道法又は農地法に基づく知事の権限に属する事務の一部について市町村が処理することとするほか、那覇市に移譲している医療法等に基づく病床の種別の変更の許可等に係る事務について県が行うこととする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。